3 重点的な被害防止対策(アライグマ)

(1)国内への移入と定着の経緯

アライグマは外見の愛らしさと、物を手で洗って食べるようなしぐさからペットとして、また、動物園などの人気者として広く飼育されてきました。特に昭和 52 年(1977年)に放映されたテレビアニメ、あらいぐまラスカルの影響などもありペットとしてのニーズが爆発的に高まったことから、多数輸入され、ペットショップを通じ一般家庭で飼育されました。

しかし、本来頭が良く手先の器用なアライグマは簡易な飼育ケージでは錠を開けて 逃走したり、成獣になると気性が荒くなり凶暴化する為、飼いきれなくなり放棄され たりした個体が野生化し定着することとなりました。

昭和32年(1962年)愛知県の動物園から逃亡した個体が岐阜県で野生化しているのが確認されたのを皮切りに、1980年代には各地で頻繁に目撃されるようになり平成17年(2005年)までに43都道府県で生息が確認されています。

本県では、昭和60年(1985年)頃から散発的に逃走・放棄個体の保護があったものの、野生化した個体の確認はありませんでした。しかし、隣県では野生化、繁殖も確認されており、県内への侵入も時間の問題とされていました。平成21年(2009年)には、四国中央市で2頭が目撃され、東温市でも調査用カメラによる生息が確認されており、県内での定着の可能性が高まってきたことから今後の対策が急がれています。

(2)形態的な特徴

原産地はカナダ南部から北アメリカ・パナマまでの中央アメリカです。(現在では 世界各地に分布。)

食べ物を、手を使って洗うような仕種をすることからこの名がついています。頭胴長(鼻の先からおしりまで)41~60cm、尾長20~41cm(全長:約60cm~1m)、体重4~10kgでタヌキやハクビシンなどよりひとまわり大型。体色は灰色から茶褐色で産地・個体によりかなり差があります。白地に黒いアイマスクをつけたような顔とリング状に縞模様が入った尾が特徴です。

爪先からかかとまで、足裏全体を地面につけるべた足で歩く(蹠行性)ため、足跡

による識別ができます。(タヌキやハクビシンなどと非常によく似ていますが、わか りやすい特徴は、眉間の黒い筋、尾の縞模様、白いひげ、五本指の足跡などでその違 いを見分けることができます。)









(アライグ マ)

(ハクヒ゛シン)

(93+)

(アナク マ) (写真提供 宮内康典)

本来水辺の森林・低木林を好み、木登りも得意。しかし生活環境への適応力が強く、 住宅地から山林にまで広範囲にわたり生息しています。

雑食性で果実・野菜・穀類の他、昆虫・魚類・両性類・爬虫類・小型哺乳類にいた る小動物を捕食するため、農作物のみならず生態系にまで甚大な被害を及ぼしていま す。

(3)防除の手続き等

防除の手続き

特定外来生物であるアライグマの防除の目的は、在来のイノシシやニホンジカな どの野生鳥獣のように被害の軽減を図りながら人や生態系との共存を目指すので はなく、本県の自然環境下から排除を図るものです。

なお、本県においては、現時点(平成21年度)では生息状況や被害の程度が不 明ですが、近隣県では定着が確認され、生態系や農作物の被害も発生しており、本 県への定着は時間の問題とも言われております。そのため、発見次第、迅速に防除 を行うためにも、その手続き等について関係者が理解しておく必要があります。

アライグマの防除の方法は、捕獲が主となりますが、捕獲は2つの制度に基づき 行うことができます。1つは、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成 14年7月12日法律第88号。以下「鳥獣保護法」という。) に基づく狩猟と有害鳥 獣捕獲許可、もう1つは、外来生物法による防除の認定・確認に基づく捕獲であり、 両者の手続きの内容を整理すると次のとおりです。

表 2 捕獲に係る鳥獣保護法と外来生物法の手続きの主な内容

	申請者	申請先	捕獲期間	可能な行為
鳥獣保護法に	被害等を受けた者	各市町長	許可の有効	捕獲
基づく有害鳥	又は被害等を受け		期間	(生きたまま運
獣捕獲許可	た者から依頼され			搬することはで
	た者			きません。)
外来生物法に	地方公共団体及び	環境大臣又は農林	防除の確	捕獲
基づく確認・認	それ以外の団体	水産大臣(申請書の	認・認定を	処分施設ま
定を受けて行	(NPO等)	提出先は中国四国	受けた機関	での運搬
う防除		地方環境事務所)	(複数年可)	

鳥獣保護法に基づく有害鳥獣捕獲許可の場合は、「愛媛県第 10 次鳥獣保護事業計画書」により、現に農林水産業又は生態系に係る被害が確認されなくとも、被害のおそれのある場合も含め、根絶をするため積極的な捕獲を図るものとします。

外来生物法に基づく防除の場合は、農林水産大臣及び環境大臣が「防除の公示」を行い、これに基づいて防除が進められます。防除は、国、地方公共団体、及びそれ以外の者が実施できますが、地方公共団体が実施する場合は防除の計画について主務大臣の「確認」を、国・地方公共団体以外の者が実施する場合は「認定」を受ける必要があります。(参考:特定外来生物の防除に係る事務手続きのフロー)

どちらの手続きを主体として防除するかは、地域の実情を踏まえ実施者の選択によりますが、本県の場合は、明確な生息情報が不足しており計画的・科学的な根拠に基づく目標等の設定も困難であることなどから、現時点では鳥獣保護法に基づく有害鳥獣捕獲による方が適切であると考えられます。

防除の役割分担

被害防止のためには、早期の対応が最も効果的ですが、アライグマを見かけることもなく、また被害もほとんど発生していない初期段階では、行政や地域社会の関心や認識は極めて低く、それが初期対応を遅らせる原因となっていることからも、 県、市町、県民等が相互に連携し、一体となった防除を進める必要があります。

(他県における県、市町村、住民等の役割の一例)

ア 県の役割

- ・防除の必要性及びその推進に係る全県的な普及啓発
- ・防除に係る指針の策定、及び防除実施計画の策定に係る市町村への支援
- ・防除技術の普及(マニュアルの作成、セミナーの開催等)
- ・防除に係る調査研究
- ・全県的な生息情報及び被害情報の収集・提供
- ・広域的な被害対策連絡会議(協議会)の開催
- ・国、近隣県、関係機関等との連携、連絡調整等

イ 市町村の役割

- ・防除実施計画の策定
- ・防除体制の整備
- ・防除の実施
- ・目撃情報等の収集・提供
- ・住民への普及啓発、防除の支援等

ウ 住民等の役割

- ・アライグマの防除への理解と実践
- ・捕獲への従事(捕獲許可、防除実施計画に登録された捕獲従事者)
- ・捕獲等への協力(生息している土地の所有者・施設管理者等)
- ・目撃情報、被害状況等の市町村への情報提供
- ・被害発生防止のための自衛策の実践等

防除の推進に必要な事項

侵入の早期発見は、排除の成功への鍵となることから、住民への啓発と情報の収集・共有を図り、捕獲体制の準備を行うことが必要です。

ア 住民への普及啓発

早期発見のためには、住民や関係機関が危機感を持つことが重要です。そのためには、アライグマ自体の情報と定着した場合にどのような問題が生じるのかを 地域の方々に理解してもらうことが必要です。特に、正確な情報が伝わっていな い段階では、タヌキやハクビシンの被害をアライグマのそれと見誤る場合も多いと想定されることから、パンフレットの配布や研修会を通じて情報提供(注意喚起)を行うことが必要です。(参考資料:東温市作成の啓発資料。)

イ 情報収集

まずは、近隣の市町にアライグマが侵入しているかどうか最新情報を収集する必要があります。その情報を地域住民に提供した上で、アライグマの痕跡や目撃・被害情報を募り、市町の内部で共有するなどの情報の収集体制を整備する必要があります。また、合わせて、住民から寄せられた情報の集計や捕獲実績などもフィードバックし、情報交換を進めることが大切です。

ウ 捕獲体制の準備

アライグマに限らず外来生物防除の基本は早期対策です。早期に対策が実行できれば、その労力も予算も少ないものですみ、被害も最小限におさえることができ、 費用対効果も高くなります。

捕獲については、経験豊富な猟友会会員の協力を得ることはもちろん、農業地帯にアライグマが侵入すれば、農業被害が発生することは必至であることから、JA等の農業関係者とも情報交換を行い、捕獲に関する協力を得る必要があります。

原則として狩猟免許(わな)所持者が捕獲従事者となりますが、外来生物法に基づく特定外来生物の防除計画を策定すると、狩猟免許を所有していない者であっても、捕獲のための講習の受講など一定の要件を満たすことで捕獲従事者として捕獲できる場合もあります。また、生きた個体の運搬に当たっては、外来生物法に基づく手続きが必要となります。

なお、捕獲体制に当たっては、次の事項について検討、準備をしておく必要があります。

法的手続き(鳥獣保護法、又は外来生物法)

必要な捕獲檻の確保

捕獲従事者の確保

捕獲時の連絡・移送の体制

安楽死処分体制

最終処分体制

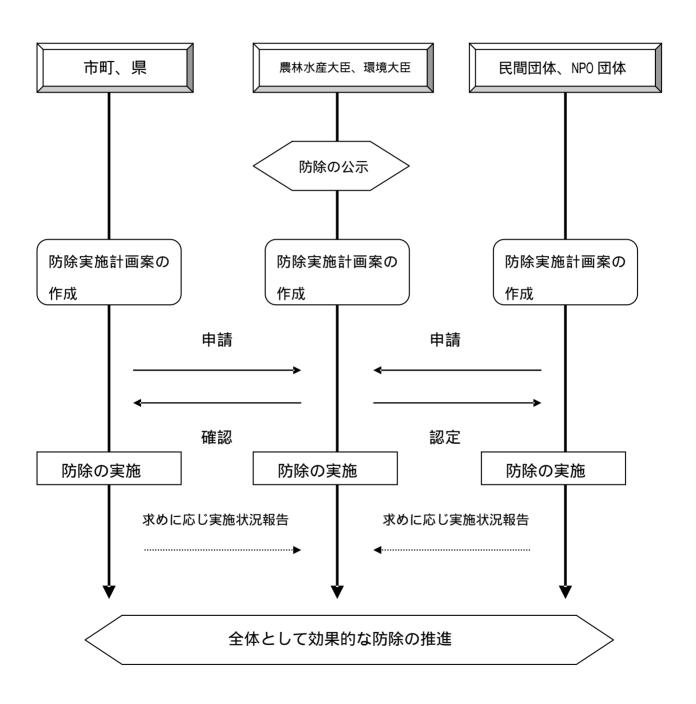
必要な資材、場所、予算等の確保 など



捕獲わなの一例
メロンパン、チョコレート菓子などの甘いお菓子を誘引えさに用います。

(参考)

特定外来生物の防除に係る事務手続きのフロー 【外来生物法】



(様式)

特定外来生物の防除の確認又は認定申請書

特定外来生物の防除を行いますので、防除に係る(確認/認定)を受けたく、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成 16 年法律第 78 号)(第 18 条第 1項/第 18 条第 2 項)の規定により、次のとおり申請します。

平成 年 月 日

殿殿

申請者の住所: 氏名: 印

電話番号: 職業:

法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称、電話番号

代表者の氏名(記名押印又は代表者の署名)並びに主たる事業を記載すること

1.申請の種類	硝	[認(法	第 1	8 条第	1 I	頁)	/	認	定(第	18条	第 2	項)		
	新	ī規	/	申請	内容	了变更	<u> </u>							
2. 防除の内容	1)特第	定外来	圣生 物	の種	類									
の概要	2)区均													
	3)期	間		平成	年	月	日		~	平成	年	月	日	
	4)目	漂												
	5)防	除の方	法											
3.添付図面等	×	域図、		防除実	施言	十画書	1	定题	款又は	寄付行				
	申請者の略歴を示した書類、 過去3年間の活動実績を記載し									した書類				
4.備考														
担当者連絡先	氏名					所属	・役	職						
(本申請ご係る担当者	住所													
情報を記載)	電話						電子	メールブ	アドレス					

(記載上の注意事項)

申請書の記載に当たっては、以下の注意事項に沿って記載すること。なお、 欄がある項目については、該当するものを選択し、チェック(レ)を入れること。

1.申請の種類

申請の内容に応じて、確認又は認定のいずれかを選択すること。また、新規又は申請内容変更のいずれかを選択すること。

2. 防除の内容の概要

防除実施計画書に基づき、その概要について以下の事項について記載すること。

- 1)特定外来生物の種類:防除の対象として捕獲等をする特定外来生物の種類名について、和名及び学名(和名が存在しない場合は学名のみ)を記載すること(複数の特定外来生物について捕獲等をする場合は、全ての種類名を記載すること。)。
- 2)区域:防除を行う区域について、具体的に記載すること。
- 3)期間:防除を行う期間について記載すること。

- 4)目標:防除の目標について記載すること。
- 5)防除の方法:防除を行う方法、使用又は設置する機材等について記載し、捕獲等をした特定外来生物の取扱いに ついて飼養等又は殺処分のいずれかを選択すること。

3.添付図面等

区域図については、適正な縮尺のものとする。なお、<u>定款又は寄付行為</u>及び<u>過去3年間の活動実績を記載した書類</u>については、防除の認定の際にのみ添付するものとする。また、個人が防除の認定の申請を行う場合は<u>定款又は寄付行為</u>の添付は不要とする。

4. 備考

他の法令の規定により、当該防除に伴い行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況を記入すること。

外来生物法に基づく防除実施計画の一例

(京都府外来生物マニュアルにおける「3.1.7 防除実施計画」を引用)

1 特定外来生物の種類

防除対象となる種名と学名(アライグマ:プロキュオン・ロトル)を記載します。

2 防除を行う区域

防除を行う区域を記載します(縮尺5万分の1程度の図面を添付)。なお、計画的な防除はアライグマが広範囲に蔓延し、被害を及ぼしている(恐れがある)場合に行われるため、被害低減に向け機動的に対応するには市町全域を区域とすることが望ましいです。

3 防除を行う期間

防除を行う期間を記載します。普通3~5年間程度です。

4 防除の目標

本計画の防除区域内における最終的な目標を記載します。アライグマ被害が軽微な場合と、甚大な場合で目標は異なりますが、「地域からの排除」若しくは、「被害の低減、個体数の減少」を目標とします。

(参考)

新たな定着又は生息域の拡大をふせぎ、最終的には防除を行う区域から完全排除することを目標とするが、当面の目標としては防除区域における被害の低減を図ることとする。

5 防除の方法

防除を行う際の方法や留意事項について個別に記載します。

(1)調査

防除区域内の生息状況調査の結果を記載します。

参考)

防除を行う区域において捕獲実績や被害状況により、対象となる特定外来生物の生息分布等を把握したところ別添のとおりであった。今後防除の実施と平行して詳細な生息状況及び被害状況の調査を行い、効率的な防除を進める。

(2)捕獲の方法

捕獲猟具(わなを使用するなど)や捕獲従事者、捕獲した場合の対応方法について記載します。

(参考)

被害があった地域で捕獲要請があったところを中心に捕獲用箱わなを設置し捕獲を実施する。その方法は次のとおりである。

- ・捕獲に従事するものは特定外来生物防除計画の捕獲従事者として届け出る別紙名簿 のとおりとする。
- ・従事者は餌を入れた箱わなを設置し監視する。対象わなでアライグマが捕獲された場合は、速やかに市役所内に設置する一時保管所へ移送する。その後、安楽死処理する所定の動物病院などへ移送して安楽死処置後その死亡個体を処分する。

(3)捕獲の際の留意事項

捕獲時の留意事項(鳥獣保護法との関係や捕獲猟具に関すること)を記載します。

(参考)

捕獲の際は次の事項に留意して行う。

- ・ 錯誤捕獲及び事故の発生防止に万全の対策を講じ、事前に関係地域住民等に周知 を図るとともに、本法に基づく防除を実施していることを証する書類の携帯をす る。
- ・ 防除に使用する捕獲猟具には猟具ごとに本法に基づく防除のための捕獲であることを証明するため、防除実施者の住所・氏名・連絡先等を記載した標識等を捕獲用ワナに装着する。
- ・ 鳥獣保護法の第 2 条第 5 項に規定する狩猟期間中及びその前後における捕獲にあたっては、同法の第 55 条第 1 項に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることのないよう適切に行う。
- ・ 捕獲用箱ワナに餌を入れて捕獲を行う場合は、他の鳥獣を誘引し、結果として捕 獲業務の円滑な進行を妨げることのないよう適切におこなう。
- ・鳥獣保護法の第 12 条第 1 項又は第 2 項で禁止・制限された捕獲は行わない。(保護鳥獣の捕獲等はしない)

(4)捕獲した個体の処分方法

捕獲された個体を何処でどのように処分するのかを記載します(飼育か殺処分か)。 処分する場所への運搬方法についても記載します。

(参考)

捕獲した個体はすべて処分場所 (指定動物病院等)へ搬送し、できるかぎり苦痛を与えない方法 (麻酔薬大量投与による安楽死)により殺処分する。

なお、捕獲して殺処分した後の個体は原則として焼却処分するが、学術研究等のため に必要と認められる目的で学術機関等から譲り受ける旨の目的で要請があった場合は、 譲り渡すものとする。

(5)モニタリング

防除の効果を点検するためのモニタリング実施方法を記載します。

(参考)

防除の実施と並行して従事者による生息状況の観察と被害状況にかかる地域住民からのヒアリングにより、防除の効果を点検するとともに、その結果を防除の実施に適切に反映するように努める。

6 普及啓発

防除実施に対する市民への普及方法について記載します。

(参考)

府と連携して、講習会の開催やパンフレットの活用などにより、住民、農業者等に対しアライグマの生態等の基礎的知識、被害予防対策等の普及啓発に努める。

また、防除実施内容については広報誌やホームページへの掲載を行う。

(() () () ()

本マニュアルを取りまとめるにあたり、次の文献等を引用、参考にしました。

- ・近畿地方アライグマ防除の手引き(平成20年3月):環境省近畿地方環境事務所
- ・鳥取県ヌートリア・アライグマ防除の指針 ~ 外来生物法の防除実施計画による対策のガイドライン ~ (平成 20 年 3 月):鳥取県
- ・京都府外来生物対策マニュアル(平成20年3月):京都府
- ・環境省ホームページ(外来生物法)http://www.env.go.jp/nature/intro/index.html

東温市作成の啓発資料



◆その存在は、もはや「対岸の火事」ではありません

近年、全国的にアライグマによる被害が急増しています。四国では番川県、徳島県で生息が確認され、特に 香川県においては全域で農作物への食害が確認されています。現在、愛媛県は侵入初期の段階と考えられてお り、もしかしたら東温市にもすでに住み着いているかもしれません。

アライグマは<u>※特定外来生物</u>に指定されており、私たちの生活に大きな影響を及ぼすおそれがあります。東 温市では、その影響を多方面から検討した結果、環境省や愛媛県の協力のもと、アライグマの正しい知識をも った上で、早期発見、早期対策をとることが必要だと考えました。そこで、市内における現状を把握するため、 アライグマを見かけたり、その被害に心あたりのある方は情報をお寄せください。 ※裏面に解説

東温市役所 市民環境課 14.964-4415*愛媛県 環境局 自然保護課 14.912-2368



北米原産の、頭胴長(鼻の先からおしり まで) 4 0 cm ~ 6 0 cm、体重6~1 0 kgの 中型哺乳動物。姿はタヌキに似ているが、 尾が長く、5~10本の黒い軸を持つ。 ベットとして軸入されて飼われていた ものが 1980 年代に逃げたり放されたりし て野生化し、全国で分布を広げており、 家に住み着いたり、農作物被害などを引き 起こしたりして問題となっている。 ※外来生物法における特定外来生物に 指定.



①②提供:関西野生生物研究所

平成 22 年 1 月版

農作物が野生動物にやられた!犯人はアライグマかもしれません。山間部は特に注意



まずは被害を受けた農作物の食痕を注意深く観察しましょう 愛媛県東温市

◆アライグマの生態の特性とその影響

- 夜行性→→→目撃情報が少なく、侵入や被害の発見が遅れる
- 雑食、水辺を好む、木登りが得意→→→農作物や魚、カニ、野鳥の卵などを食べつくす
- 縄張りを持たない→→→餌さえあれば増え続ける
- ・日本では天敵がいない→→→繁殖力が強く、3~5月に3~5頭の子を産む



民家には屋根裏に入 り込むケースが多 い。柱は引っかき傷 だらけ。



舗装道路や林道より も水辺を好んで歩く 姿が目撃されている。

長い指と爪の足跡が残る。





⑤⑥⑦提供:関西野生生物研究所

②提供:大津普人 ②提供:アライグマ研究ゲルーブ

◆アライグマが私たちの生活に及ぼす影響

- 1) 自然生態系への影響: 小動物の捕食や在来種との競合
- 2) 生活環境への被害:人家への侵入、ごみあさりなど
- 3) 感染症を媒介する可能性:アライグマ回虫症、狂犬病など
- 4)農作物の被害:スイカ、トウモロコシ、イチゴ、豆類など ※器用な手先を使って農作物を上手に食べます。

WANTED!



姿はかわいいが、その存在は 私たちの生活を脅かすまでに。 目撃情報をお客せください。 TD:964-4415(市民環境線)

◆アライグマとよく似た野生生物との見分け方





○しっぽに5~10本のしま連携
 ○耳は大きく、白い縁取り
 ○はっきりと目立つ白いひげ
 ○周間に暴いすじ





○耳が丸く、両耳の幅がせまい○黒いひげは細くめだたない○しっぽは太くて短い





○耳のふちは悪く、丸い○鼻に白い線(「白鼻心」の由来)○しっぽは長いがしま模様はない

00~00提供:干莱展立中央博物館

★★アライグマかも!と思ったらすぐ電話★★ 東温市役所 市民環境課 電話 964-4415 愛媛県環境局自然保護課 電話 912-2368 ※外来生物法 (2005 年) により、もともと日本にいな かった外来生物のうち、生態系などに被害を及ぼすも のを特定外来生物として指定し、飼育・栽培・保管・ 運搬・販売・譲渡・輸入を原則禁止。

愛媛県東温市

平成22年1月版

(参考資料)